

＝業界情報＝

暴力団等による不当行為への対処研修会の開催について

自動車関連事業を経営する上で、暴力団等から機関誌の購読、広告料、賛助金等あらゆる名目での不当な要求及び事故、トラブル、不祥事等を理由に因縁をつけられ狙われます。

これに対し、暴力団等による不当・不正な要求及び行為に対しては毅然とした姿勢で阻止しなければなりません。

また、暴力団の排除を一層推進するため、暴力団排除特別強化地域の設定等所要が改正され、8月から施行されます。

そこで、県内の暴力団等の実態並びに不当行為に対する適切な対処法を学ぶことを目的として、山梨県警察本部のご協力により、標記研修会を下記により開催しますので、会員の皆さん多数のご出席をお願いします。

◇開催日 **9月16日（金）17：30～19：00**

◇開催場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇参加対象者 会員、関東運輸局山梨運輸支局、自動車関係団体等

◇研修内容

- ・山梨県内における広域暴力団の実態
- ・暴力団等による不当要求行為の具体的な対応策

◇その他 「責任者選任届出書」「定期講習受講申込書」は、本誌巻末にあります。

また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。

必要事項を記入の上、**8月31日（水）**までに総務課へお申し込み下さい。



初めて受講される方へ（不当要求防止責任者講習）

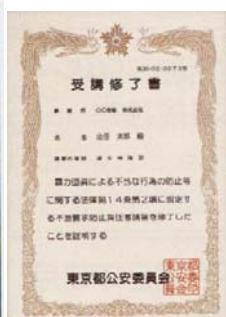
暴力団等による不当要求に対して、事業者等が対応するためには、暴力団等に適切に対応できる不当要求防止責任者を選任する必要があります。

不当要求防止責任者の役割は、主に次の事項となります。

- ・不当要求に対する各事業所の内部体制の整備
- ・不当要求による被害が発生した場合の被害調査
- 及び警察等への連絡
- ・社員等に対する不当要求についての指導・教育の実施

今回の研修は、選任時講習を兼ねますので不当要求防止責任者の選任を希望される方は、「**責任者選任届出書**」に必要事項を記入の上、必ず押印してご提出下さい。

なお、受講を終えると右の受講修了書が交付されます。



既に不当要求防止責任者に選任されている方へ（定期講習会）

今回の研修は、既に責任者に選任されている方の定期講習も兼ねますので、受講をお薦めします。

なお、受講希望者は、「**定期講習受講申込書**」に必要事項を記入の上、ご提出下さい。

暴力団等による不当行為への対処研修会受講申込書

◇研修名 暴力団等による不当行為への対処研修会

◇開催日 9月16日（金）17：30～19：00

◇場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 大講堂

※お手数ですが、コピーしてお使い下さい。

※振興会ホームページ <http://www.ams.or.jp> の会員ページからもプリントアウトできます。

初めて受講される方

右の記載例を参考に次ページ
の「**責任者選任届出書**」（裏面）
に必要事項を記入の上、必ず
押印し、8月31日（水）まで
に総務課にご提出下さい。

◎記載例

別記様式第9号（第17条関係）

	※受理年月日	※受理番号
責任者選任届出書		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。		
平成 年 月 日		
↑	届け出した日付を記入	
個人事業者は事業者の氏名、法人その他の団体はその正式名称 → 届出者の氏名又は名称		
株式会社 ○○○ 甲府支店  必ず押印		
記		
届出者 責任者 役者	事業所の所在地	(〒400-8586) 甲府市丸の内1-6-1 <small>※機械コード： </small>
	業種	金融業 <small>※機械コード： </small>
	フリガナ 氏名又は名称	カブ コウフシテン (株)○○○ 甲府支店 <small>※機械コード： ※本支店別コード： </small>
	フリガナ 氏名	コウフ タロウ 甲府 太郎
	生年月日	(昭和) 40年1月1日 平成
	役職名	支店長 <small>※機械コード： </small>
	連絡先	電話 055(221)0110 昼間連絡のとれるところ (内線1111)
	選任年月日	平成 25年4月1日 現役職に就いた年月日又は、責任者に任命された年月日
	備考 ※印欄には記載しないこと。	

既に不当要求防止責任者に選任されている方

受講希望者は、下記の「**定期講習受講申込書**」に必要事項を記入の上、8月31日（水）までに総務課にご提出下さい。

⇒

暴力団等による不当行為への対処研修会 定期講習受講申込書

氏名			選任届出日	年 月 日
認証番号	8-	事業場名		

FAX (055-263-4420)

※受理年月日

※受 理 番 号

責任者選任届出書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。

平成 年 月 日

山梨県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称

印

記

届 出 者	事業所の所在地	(〒)				
		※所在地コード				
		※業種コード				
責 任 者	フリガナ 氏名又は名称					
		※団体別コード ※本支店別コード				
責 任 者	フリガナ 氏 名					
	生 年 月 日	昭和 年 月 日 平成				
	役 職 名					
連 絡 先	連 絡 先	電話	()	(内線)		
	選 任 年 月 日	平成	年 月 日			

備考 ※印欄には記載しないこと。

〈ケースその1〉

【相談】 内容：腐食による不具合は車検時の錆の見落としに原因がある

車名：乗用車 ・登録年月：平成12年 ・走行距離：不明

以前より付き合いのある整備工場に平成25年6月に車検を依頼した。納車の際、特段の不具合情報も提供されなかった。今年の2月、足回り付近からのビビリ音が気になりディーラーに持ち込んだところ、ビビリ音は排気系統の遮熱版の腐食による取付け不良が原因と確認され、サービスマンよりフレームに錆が全体的に発生しており腐食によりサスペンションの取付部に穴が開いているとの説明があった。サービスマンは症状から新車時の防錆処理に問題があるのではないかと、ディーラーよりメーカーの担当部署に車両を搬送して確認の結果、防錆上の問題は無いと報告があった。相談者としては、錆の発生から現状に至るまでには相当の時間を要することから前回及び前々回の車検時には異常が確認されなければおかしいし、異常を知らせなかつたことは車検の際の見落としではないかと疑っている。工場側は賠償等には応じようとしないことから運輸支局に相談したところ、「工場には話し合いに応じるよう連絡する」と言わされたが、工場から何の接觸も無く困っている。車検の際の確認方法等について、教えて欲しい。

【対応】

フレームの点検の際は目視等で損傷状態の確認やサスペンション等の取付け部は緩み等が無いか点検する。フレームの損傷（錆の発生）は塩害（凍結防止剤の散布や海岸近くでの保管等）により発生することが多く、バスなどで腐食によりサスペンションが脱落する事故報告があり注意喚起の情報展開がなされている状況にある。防止策として、下回りのこまめな洗車や車体面に対する定期的なアンダーコートの実施などが一般的。1年点検を実施されていないとのことだが、点検する機会を増やすことも、腐食を軽度な状態で発見し不具合を未然に防ぐ手段と思う。また、点検からの時間経過を考えると車検時の過失を立証することは難しい部分があると思う。なお、要望のあった支局への連絡は相談があったこと、工場から連絡が無いことは伝えるが、支局は工場の監督・指導する機関なので、今後の相談窓口はどちらか一方にした方が話をスムースに進められると思うとアドバイスした。

屋外広告物の安全性について

平成28年度山梨県屋外広告物セミナー

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素として周囲の景観に調和したデザインが求められているとともに、構造物としての安全性を確保していることが重要です。

そこで、屋外広告物の安全性についてのセミナーが下記により開催されますので、お知らせします。

- 日 時 9月7日（水）14:00～16:00
- 会 場 甲府市役所 6階大会議室
- 講 師 山畑信博 氏（東北芸術工科大学教授）
〔NHK NHKクローズアップ現代「看板が頭上から落ちてくる～歩行者を襲う危険～」解説〕
- 対象者 どなたでも参加できます。
- 参加費 無料
- 申込・お問い合わせ先 山梨県景観づくり推進室
TEL055-223-1325 E-mail : kendosui@pref.yamanashi.lg.jp

大型車のホイールナット締め付けトルクについて

- 対象：いすゞ自動車、日野自動車、日産ジーゼル工業、三菱ふそうトラック・バス
大型車のホイールナット（JIS方式8ボルトタイプ）
- 締付け時の目安トルク（使用過程） 540～590N・m（旧単位 55～60kgf・m）
ホイールナット締め付けのトルクについては、メーカー毎に取扱説明書などでご案内していますが、使用過程（タイヤ交換時など）において、メーカー推奨値より高い締付けトルクで締められる場合があり、どの程度の締付けトルクまで良いのか、また、4社同じ取扱に出来ないのか等の意見が寄せられています。
確認の結果、590N・m（旧単位 60kgf・m）までは、ホイールボルトの伸びやホイールの球面部の変形などには影響がないことから、次のような締付けのトルクを目安に締付けるようお願いいたします。

締付け時の目安トルク（使用過程）

540～590N・m （旧単位 55～60kgf・m）

なお、これ以上の締付けトルクでの締付けは、締付力が過大となり、ホイールボルトの破損等の原因となる場合がありますので、過大な締付けには充分注意して下さい。

（上記締付トルクは、あくまで目安なので詳細については各メーカーの整備書をご確認下さい。）

■ 留意点

- ① ネジ部の泥・ゴミ、ホイールやナットの球面部の塗装は取り除いて下さい。
 - ② ネジ部等、各メーカーが指定する位置に指定の「※油類」を薄く塗布して下さい。
- ※ 二硫化モリブデン入りのオイルやグリースを使用すると過大な締付力（軸力）になり、ホイールボルトの破損につながるため、絶対に使用しないで下さい。
- ③ 摩耗・変形・亀裂がある場合は、ホイールボルトとナットをセットで交換して下さい。
 - ④ ナットの締付けは、対角線順に2～3回に分けて行って下さい。
 - ⑤ ダブルタイヤの締付けは、インナーナットを上記の締付けトルクで、対角順に締付けた後、アウターナットを締付けて下さい。
 - ⑥ 初期なじみにより締付力が低下することがありますので、タイヤ取付後 50～100km 走行したら、増し締め（トルク確認）をして下さい。

■ トルクレンチの精度確認

振興会（商工組合）では、大型用のトルクチェッカーがあり、トルクレンチの精度を確認出来ます。

普通車用のトルクチェッカーとエアゲージチェッカーは、CO・HC テスタ校正の時に持参しております。

いずれも有償にて、隨時振興会で対応できますのでご利用下さい。

自動車点検整備推進運動の実施について

国土交通省より9、10月の2ヶ月間を強化月間として、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する旨の通知がありましたのでお知らせします。マイカー点検キャンペーンと本推進運動を併せて行い、積極的に各種イベントに参加しPRいたします。

また、当運動のポスター及びチラシを配布いたしますので、事業所におかれましても掲示等していただき、ご活用下さい。

平成28年度「自動車点検整備推進運動」実施要領 拠粹

【目的】

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっている。

一方、我が国の交通事故の発生件数は、依然として厳しい状況にあり、大型車の車輪脱落事故や車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備（日常点検、定期点検及びその結果必要となる整備をいう。以下同じ。）の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は十分ではない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車両火災事故、車輪脱落事故及び車体フレーム腐食による事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」と連携を図りつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうとともに、大型車のユーザーにあっては、車両火災の発生部位となっている燃料装置や電気配線等の装置、ホイールの取付状態、車体フレームの腐食状態等について、より確実な点検・整備の実施を求ることとする。

【重点項目】

- (1) 点検・整備の必要性の啓発
(女性、10代から30代の自動車ユーザー、長期使用車両のユーザーに重点を置く)
 - (2) 大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
 - (3) エコ整備（点検・整備によるCO₂削減効果をいう。）の積極的な啓発



「大型車の火災・車輪脱落・車体腐食防止対策啓発チラシ」について

国土交通省では、「自動車点検整備推進運動」の一環として、大型車の火災・車輪脱落・車体腐食を防止するために必要な点検・整備を啓発するためのツールとしてチラシを作成しました。会員の皆様に配布いたしますのでご活用下さるようお願い致します。



「三菱自動車工業（株）作成のエコカー減税率変更のお知らせチラシ」について

三菱自動車工業株式会社の燃費試験における不正行為を行った車両について、のエコカー減税率等が変更となり、その概要をお知らせするチラシが、三菱自動車工業株式会社より提供されましたので配布いたします。

事業場に当該車両が入庫した際は、エコカー減税率について留意していただくとともに、自動車ユーザー等から相談があった場合には、当チラシを活用して適切に対応して頂きますようお願い致します。

2016年7月
＜三菱自動車工業（株）からのお知らせ＞

**三菱『eKワゴン』『eKカスタム』
『eKスペース』『eKスペース カスタム』
日産『デイズ』『デイズ ルークス』
のエコカー減税率（重量税・取得税）が変ります。**

この度は、当社製車両の燃費不正問題につきまして、お客様をはじめ関係される皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしており、心よりお詫び申し上げます。再発防止に真摯に取り組み、信頼回復に向けて力の限りを尽くして参ります。

当社が燃費試験において不正行為を行った2013年6月発売の三菱『eKワゴン』『eKカスタム』、日産『デイズ』、2014年12月発売の三菱『eKスペース』『eKスペース カスタム』、日産『デイズ ルークス』について、2016年6月21日に新燃費値を国土交通省へ届出致しました。

燃費値の修正に伴い、エコカー減税率等が変更となり、重量税・取得税の税額が増加する車種がございますので、概要につきお知らせ致します。

(1)新税率の適用日
2016年8月1日の納付分より新税率が適用となります。
2016年7月31日までに納付頂いたものにつきましては、別途発生する税差額を三菱自動車が責任を持って納付致します。
なお、2016年8月1日以降、新税率が適用された結果、税額が増額する分は、当社がお客様へお支払いする損害賠償に含まれておりますので、お客様には新税率（増額分を含む）での納付をお願い致します。

注：新車新規検査では、2016年7月5日より新税率が適用となりました。（最新モデルのみ）

(2)各車種の新燃費値の確認方法
三菱自動車/日産自動車の各ホームページ（以下リンク先）をご参照ください。
三菱：http://www.mitsubishi-motors.com/important/detail420_jp/info03.html
日産：「デイズ」<http://www.nissan.co.jp/DAYZ/>
「デイズ ルークス」<http://www.nissan.co.jp/DAYZROOX/>

※各車種の重量税・取得税の内容（新旧比較）は裏面をご確認下さい。

(3)本件に関するお問い合わせ先
三菱自動車 お客様相談センター：0120-324-860
【受付時間】9時～17時（土・日：9時～12時、13時～17時）
日産自動車 お客様相談室：0120-787-217
【受付時間】9時～17時

三菱ふそう製原動機(4P10)に関する注意のお知らせ

三菱ふそう製の補修用原動機(4P10型)の一部に型式打刻が無いまま出荷されているとの情報提供が国土交通省自動車局より関東運輸局を通じてありました。

この原動機を搭載した車両の車検整備等を実施する場合にはご注意いただくとともに、打刻のない原動機が搭載された車両が入庫した場合には、三菱ふそう販売店にご相談ください。

無打刻の原動機に関する情報

- ①原動機の打刻位置はシリンダヘッド前方上方
- ②出荷基数は約600基
- ③無打刻の原動機は、無償で正規打刻のある原動機と交換

三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について

国土交通省より、関東運輸局山梨運輸支局を通じて当会会長あてに、下記のとおり通達がありましたので、お知らせ致します。

記

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐植点検について（抜粋）

三菱ふそうトラック・バス株式会社の大・中型バスの車両床下部（フロントタイヤハウス部又はリヤタイヤハウス部）において、適切な点検・整備が実施されていないため錆が発生して腐食が進行すると、部材の板厚の減少や穴あきに至り、強度低下による破断・破壊が発生します。

特に、独立懸架車において、フロントタイヤハウス部のセンターメンバーが腐食すると、最悪の場合、ロアアームが脱落してハンドル操作が不能となります。これまでハンドル操作不能の不具合情報は8件あり、人身事故が3件発生している。

このため、同社はホームページへ点検要領書等を掲載したほか、平成28年4月開始のサービスキャンペーンにより、昭和52年12月～平成28年4月に生産された、大型バス「エアロバス」「エアロスター」「エアロエース」「エアロクイーン」「エアロキング」（車両）及び中型バス「エアロミディ」の使用者に対し、定期点検項目「車体及び車体」の緩み及び損傷の点検方法として、1年に一回の打音点検によることを追加したメンテナンスノートの追補版と点検実施要領をダイレクトメールで配布するとともに、車両床下部の点検を呼び掛けている。

このサービスキャンペーンに併せ、特に点検の必要性の高い製造年が平成19年以前の独立懸架車14,788台について、同社系列の販売店が電話又は訪問により使用者へコンタクトを行い、点検の実施を呼びかけるとともに結果の把握を行ってきましたが、点検結果が把握できたのは3,162台であり、うち33台は運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にあった（平成28年7月10日現在）。なお、当該33台は地方運輸局等を通じ運行停止等の対応が取られていることを確認済みである。

今般同社は、未だ点検結果が分からず車両11,626台を中心に、点検の促進・徹底を図るため、

- ①販売会社からの連絡に加え、同社にコールセンター等を設置し8月19日までに使用者へコンタクト
- ②同社系列の販売店において、10月末までを無料期間に設定し、無料点検を実施することとなつた。

(注) なお、別紙2(ふそうによる無料点検等の内容)・別紙3(国土交通省の対応)・別紙4(三菱ふそう トラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について)～別紙8(同上)については、国土交通省HPプレスリリース・7月26日【自動車】三菱ふそうトラックバス(株)製の大・中型バスについて・【添付資料】欄を参照して下さい。

別紙1

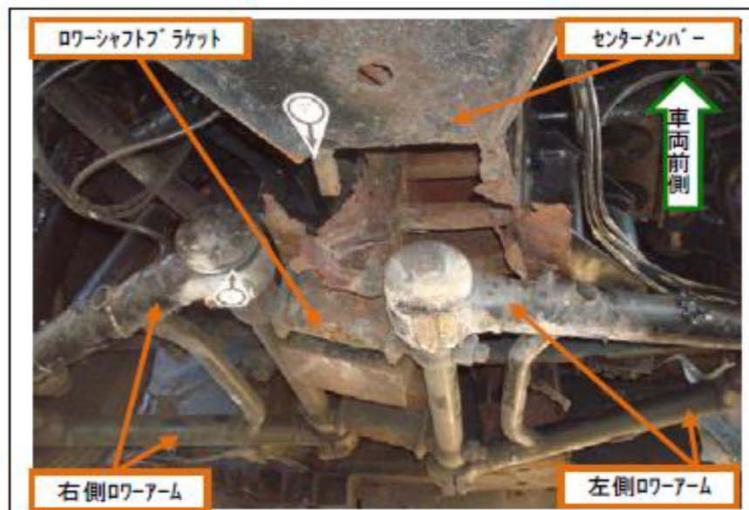
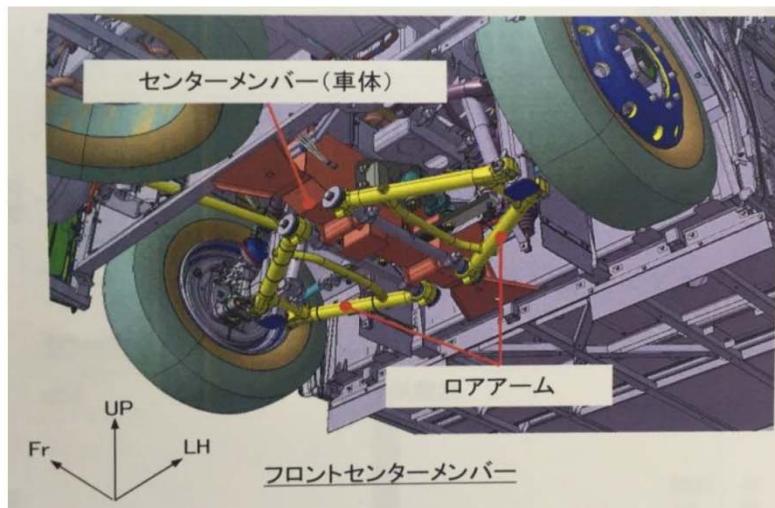
不具合の内容

- 大・中型バスの車両床下部(フロントタイヤハウス部又はリヤタイヤハウス部)において、適切な点検・整備が実施されていないため錆が発生して腐食が進行すると、部材の板厚の減少や穴あきに至り、強度低下による破断・破壊が発生します。
- 特に、独立懸架車において、フロントタイヤハウス部のセンターメンバーが腐食すると、最悪の場合、ロアアームが脱落してハンドル操作が不能となります。これま 参考 ドル操作不能の不具合情報は8件あり、人身事故が3件発生(※)しています。

【※】平成25年11月1日発生(乗客5名軽傷)、平成26年10月24日発生(巻き込んだ車両の運転手軽傷)、平成27年11月12日発生(乗客1名重傷、6名軽傷)

独立懸架車の不具合の例

センターメンバーが腐食するとロアアームが脱落しハンドル操作が不能となる。



三菱ふそうトラック・バス(株)より提供

点検整備料金の請求に関する注意喚起について

点検整備料金の請求に関する注意喚起（リース会社に対する車両整備料金の架空請求）について、下記のとおり通知が来ましたのでお知らせ致します。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、点検整備料金の請求が適切に実施されるようお願い致します。

国自整第83号
平成28年7月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



点検整備料金の請求に関する注意喚起について

今般、大阪府内の自動車分解整備事業者が、メンテナンス契約を交わしたリース会社に対し、平成16年6月から平成27年12月までの長期間にわたり合計2,000件以上、整備作業又は交換していない部品の料金を水増し請求していた事案が判明しました。

当該事案は、道路運送車両法第91条の3及び同法施行規則第62条の2の2に規定されている自動車分解整備事業者の遵守事項違反に該当し、自動車整備事業全体の社会的信頼を失墜させ、かつ、点検整備の促進を根幹から揺るがしかねない行為であり、誠に遺憾であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、点検整備料金の請求が適切に実施されているかを社内点検し、従業員の教育を含めた適切な管理を徹底するよう貴会傘下会員に対して注意喚起していただくようお願いします。

OCRシート無料化について

平成28年末をもって、**軽自動車のOCRシート**有料頒布を終了し、窓口での無料配布となります。

現在、お持ちのOCRシートは平成29年1月以降も使用できますが、返品・回収は行いませんので、在庫状況を確認の上で ご購入ください。

お 知 ら せ

利用者の皆様方へ

平成29年1月からOCR申請書は、軽自動車検査協会で作成し、無償により配付されることになりました。今後、下記の事項を留意の上、対応して頂きますようお願い致します。

記

1. 全軽自協の事務所で販売しておりますOCR申請書は、平成28年12月末をもって販売を終了させていただきます。
2. 現在、販売しているOCR申請書は、平成29年1月以降も使用する事が可能です。
3. 販売したOCR申請書は、買戻し・回収は行いません。
4. OCR申請書を大量購入される方等は、在庫及び今年12月末までの使用状況を確認のうえ、必要枚数を購入して頂きますようお願いします。

平成28年6月27日

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 山梨事務所

電話詐欺撲滅に向けた山梨県警察本部からの協力依頼

高齢者を狙った電話詐欺が山梨県内で一昨年の14件を大きく上回り、昨年86件、被害総額が3年連続で2億円を超えるという状況にあります。

犯行グループの巧妙な話術に騙される被害者の中で「新車を購入する費用」等、嘘の口実を申し出るケースが多数確認されております。

こうした犯罪を未然に防止する観点から、高齢者顧客から50万円を超える車購入代金等を請求する場合には、『自己宛小切手』又は『金融機関の口座への振込』による取扱いを推進していただきたいと考えております。

詐欺被害の絶無を期すため、趣旨をご理解の上、ご協力をよろしくお願ひいたします。

梨生企生安第433号
平成28年7月29日

(一社) 山梨県自動車整備振興会
会長 萩原 公明 殿

山梨県警察本部生活安全部長
警視正 細入 浩幸



電話詐欺撲滅に向けた対策への協力要請について

向暑の候、貴台におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素から警察業務の各般にわたり、御理解と御協力を賜っておりますことに対して厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、山梨県内における振り込め詐欺など電話詐欺の被害は、一昨年を14件上回る86件を認知するなど年々増加し、被害総額も3年連続で2億円を超えるという状況であります。このため、県警察では金融機関と連携し、金融機関の職員が高額の預金払出等を行う高齢者に対して現金の使途などを質問する声かけを行うとともに、詐欺の疑いがある場合は金融機関から要請を受け警察官(特殊詐欺サポート隊「S K E T」(すけっと))が臨場して事情聴取を行う水際対策を強化しているところであります。

その一方で、犯行グループの巧妙な話術により騙されている被害者の中には、金融機関の窓口において高額な現金を払い出す際に、「新車を購入する費用」等と嘘の口実を申し出るケースが多数確認されており、全国的には犯行グループが被害者に対し、車のカタログ等を持参して金融機関の窓口に行くよう指示する事案も確認されております。このため、窓口を訪れた高齢者が「新車を購入する」等の説明をした場合、それが詐欺被害によるものか否かを判別することが難しく、本当に新車を購入しようとしている高齢者であっても、詳細な事情聴取をせざるを得ないという状況にあります。また、多額の現金を持ち歩くことは、ひったくり等の被害に遭うことも懸念され、防犯上好ましくないと考えます。

こうした犯罪未然防止の観点から、貴振興会加盟店において顧客(高齢者)から50万円を超える車購入代金等を請求する場合には、『自己宛小切手』又は『金融機関の口座への振込』によるお取り扱いを推進していただきたいと考えております。

金融機関窓口において、顧客に無用なご負担をお掛けすることを防止するとともに、詐欺被害等の絶無を期すため、何卒、趣旨を御理解の上、御協力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

自己宛小切手とは

- 預金者（顧客）からの依頼により、各金融機関の本店・支店が、自己（本店・支店）宛てに振り出す「小切手」のことをいい、預金小切手ともいう。
- 「振り出し」及び「取り立て（現金化）」とも数百円程度の手数料がかかるが、現金と同様の高い信用度を持つ。
- 支払提示期間は、振り出し日から 10 日内。

具体的な流れ

- ① 事業者（ディーラー、建設業者等）から、顧客に自己宛小切手での代金（例えば 120 万 5,000 円）の支払いを請求（依頼）する。
↓
- ② 顧客が、取引のある金融機関（A 銀行〇〇支店）の窓口に赴き、自己宛小切手（額面 120 万 5,000 円）の振り出しを依頼する。
↓
- ③ 依頼を受けた金融機関（A 銀行〇〇支店）が、顧客の預金口座から 120 万円 5,000 円を別段預金に入金して保管し、自己宛小切手を振り出す。
↓
- ④ 事業者が、顧客から、自己宛小切手で支払いを受ける。
↓
- ⑤-1 事業者が、自己と取引のある別の金融機関（B 信用金庫△△支店）に小切手を持ち込み現金化（取り立て）を依頼した場合は、その場で通帳に記帳することができ、小切手が振り出し銀行に回り決済された時点で（概ね 1 ~ 2 日後に）現金化できる。
⑤-2 事業者が、振り出した A 銀行〇〇支店に小切手を持ち込み現金化を依頼した場合は、その場で現金 120 万 5,000 円を受け取ることができる。ただし、線引小切手の現金化はできません（口座に入金される）。

※ 手数料など、金融機関によって取扱いが異なることがありますので、詳しくは、お取引されている金融機関にお尋ねください。

メリット

- 1 枚の紙で済むので、持ち運びに便利。
- 現金を持つ必要がないので、安全。
- 紛失や盗難などに遭った場合も、被害を防ぎやすい。
- 電話詐欺を防ぐための「声かけ」で顧客と金融機関の負担を軽減できる。
- 銀行（金融機関）に支払い記録が残り、取引の明細書が経理上で役立つ。
- 受領の際、確認のため現金を数える必要がなくなり手間が省ける。
- 現金化するには一定期間を要し、支払先を特定できるため詐欺被害防止に有効である。

振り込め詐欺をはじめとする電話詐欺撲滅に向けた対策の推進

